

工事請負契約約款 新旧対照表

現行	改正後
<p>第1条～第35条 (略)</p> <p>(前払金の使用等)</p> <p>第36条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、<u>労働者災害補償保険料及び保証料</u>に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。</p>	<p>第1条～第35条 (略)</p> <p>(前払金の使用等)</p> <p>第36条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費<u>及び現場管理費並びに一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用</u>に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。</p> <p><u>2 前項の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を充当してはならない。</u></p>
<p>第37条～第46条 (略)</p> <p>(発注者の解除権)</p> <p>第47条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の10の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</u></p> <p><u>3 前項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。</u></p> <p>(談合その他の不正行為による発注者の解除権)</p> <p>第47条の2 発注者は、受注者（第3号及び第4号にあっては、受注者が法人である場合においてはその役員又は使用人、個人である場合においてはその者又は使用人を含む。）がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 前条第2項及び第3項の規定は、第1項の規定に基づきこの契約を解除し</u></p>	<p>第37条～第46条 (略)</p> <p>(発注者の解除権)</p> <p>第47条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(談合その他の不正行為による発注者の解除権)</p> <p>第47条の2 発注者は、受注者（第3号及び第4号にあっては、受注者が法人である場合においてはその役員又は使用人、個人である場合においてはその者又は使用人を含む。）がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>

た場合に準用する。

(その他の発注者の解除権)

第48条 発注者は、工事が完成するまでの間は、第47条第1項及び前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 (略)

第49条 (略)

(解除に伴う措置)

第50条 (略)

2 (略)

3 第1項の場合において、第34条(第40条において準用する場合を含む。)の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第37条及び第41条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済の前払金額になお余剰があるときは、受注

(契約が解除された場合等の違約金)

第47条の3 次の各号いずれかに該当する場合には、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第47条又は前条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の責務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、民事更生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保を持って第1項の違約金に充当することができる。

(その他の発注者の解除権)

第48条 発注者は、工事が完成するまでの間は、第47条第1項及び第47条の2第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 (略)

第49条 (略)

(解除に伴う措置)

第50条 (略)

2 (略)

3 第1項の場合において、第34条(第40条において準用する場合を含む。)の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第37条及び第41条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済の前払金額になお余剰があるときは、受注

者は、解除が第 47 条 又は第 47 条の 2 の規定による
ときにあつてはその余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応
じ、前払金の支払いの日時点における遅延防止法第 8 条第 1 項の規定に基づ
く遅延利息の率を乗じて計算した額の利息を付した額を、解除が前 2 条の規
定によるときにあつてはその余剰額を発注者に返還しなければならない。

4～6 (略)

7 第 4 項前段及び第 5 項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法
等については、この契約の解除が第 47 条 第 1 項又は第 47 条の 2
の規定によるときは発注者が定め、第 48 条第 1 項又は前条第 1 項の規
定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第 4 項後段、
第 5 項後段及び前項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等に
ついては、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

第 51～第 56 条 (略)

者は、解除が第 47 条、第 47 条の 2 又は第 47 条の 3 第 2 項の規定による
ときにあつてはその余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応
じ、前払金の支払いの日時点における遅延防止法第 8 条第 1 項の規定に基づ
く遅延利息の率を乗じて計算した額の利息を付した額を、解除が前 2 条の規
定によるときにあつてはその余剰額を発注者に返還しなければならない。

4～6 (略)

7 第 4 項前段及び第 5 項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法
等については、この契約の解除が第 47 条、第 47 条の 2 又は第 47 条の 3
第 2 項の規定によるときは発注者が定め、第 48 条第 1 項又は前条第 1 項の規
定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第 4 項後段、
第 5 項後段及び前項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等に
ついては、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

第 51～第 56 条 (略)